

経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

- 「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能
- このため、**経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当**であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする (中建審の審議事項)

【経営事項審査における技術職員評価の概要】

評点	技術職員区分		資格の例
6点	1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者	・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
5点	1級技術者	上記以外の1級国家資格者又は技術士	
3点	基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者	・登録電気工事基幹技能者 等
2点	2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等	・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・とび技能士(1級)(職業能力開発促進法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) 等
1点	その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等	・とび技能士(2級)(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格+実務1年 ・登録計装試験の合格+実務1年 ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

○登録解体工事試験
○登録基礎ぐい工事試験
合格者は、2級技術者として措置(2点加点)

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

監理技術者

主任技術者